

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 療育支援体制強化事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111 (内2629)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 74,162 千円 (前年度予算額：59,633 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	59,633	0	0	0	0	0	0	0	59,633
要求額	74,162	0	0	0	0	0	0	0	74,162
決定額	74,162	0	0	0	0	0	0	0	74,162

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 保育所等においては、障がい児や発達障がい疑われる児童など、保育を行う上で特別な配慮を要する児童が増加傾向にある。
- ・ 保育所等は、保育に支障のない範囲において、乳児・幼児等の保育に関する相談や助言を行うことが求められており、地域の障がい児に対する療育支援体制の充実も求められている。
- ・ 国制度において保育所等は、地域の子どもの療育支援に取り組む場合や、障がい児施策との連携によって障がいを持つ入所児童を早期から専門的支援に結びつける活動を行う場合、療育支援加算（療育支援補助者の雇用経費）の認定を受けることができる。
- ・ しかし、保育所等が当該加算の認定で得られる収入は最大でも月額6万円程度であり、この収入のみでは、十分な療育支援に取り組むための人材確保が困難である。

(2) 事業内容

療育支援加算適用施設において、主任保育士を補助する療育支援補助者として保育士資格等を有する者を常勤配置し、地域の子どもの療育支援体制及び入所している障がい児や発達障がい疑われる児童に対する療育支援体制の充実に取り組む場合には、その雇用に必要な経費を補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 / 2、市町村 1 / 2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	74,162	療育支援補助者の人件費
合計	74,162	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

①長期構想

V ふるさと岐阜県を未来につなぐ人づくり

○地域での子育て支援を充実する

②岐阜県少子化対策基本計画（第4次）

第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向

Ⅲ 2 (1) 幼児期の教育・保育の充実

(2) 国・他県の状況

無

(3) 後年度の財政負担

私立保育所等においては、その収入は国の施設型給付費制度により積算される額となり、事業者による裁量の余地が少ない。本事業は、国の財政支援の枠外の制度として継続する。

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：市町村

地域の子ども及び保育所等入所児童に対する療育支援体制の強化については、県全体の課題として広域的に取り組むことが効果的なことから、県の支援のもと市町村による事業実施が妥当である。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	療育支援体制強化事業
補助事業者（団体）	市町村 （理由）保育の実施主体であるため。
補助事業の概要	（目的）保育所等において、入所児童及び地域の子どもに対する療育支援体制を強化し一層の推進を図る。 （内容）療育支援加算適用施設において、主任保育士を補助する療育支援補助者について、保育士資格等を有する者を配置し、入所児童及び地域の子どもに対する療育支援に取り組む場合、その雇用に必要な経費を補助する。
補助率	定額・ 定率 ・その他（例：人件費相当額） 県 1 / 2、市町村 1 / 2 （理由）雇用経費を直接負担する事業者及び保育の実施主体である市町村と同率の負担とするため。
補助効果	専門性の高い職員の配置により、療育支援体制の強化を図るとともに、施設内の障がい児担当保育士の負担軽減を図ることができる。
終期の設定	終期：令和 6 年度 （終期到来時の翌年度以降の事業方針：翌年度以降も継続）

（事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>保育所等入所児童及び地域住民等の子どもに対する療育支援体制の強化により、保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28 年度末)	目標 (R1 年度末)	目標 (終期)
① 療育支援加算適用施設数	88	88	87

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	0 千円	17,614 千円	33,047 千円	(予算額) 59,633 千円	(要求額) 74,162 千円
指標①目標	-	83	88	123	123
指標①実績	-	26	50	(推計値) 82	(推計値) 96
指標①達成率	-%	31%	56%	(推計値) 66%	(推計値) 78%

(前年度の成果)

補助金創設初年度であったことから、各市町村に対し、補助制度の周知及び活用促進に努めた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
保育所等入所児童及び地域の子どもに対する療育支援及び保育士の労働環境改善は、喫緊に取り組むべき課題であり、体制強化を図る必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	療育支援体制の強化により、入所児童に対する処遇の充実を図るとともに、より地域に開かれた機関となることで、保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	人件費の補助を行うことで施設の負担が軽減され、常時安定的な雇用を継続することができる。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	療育支援加算の対象として配置される保育士について、公定価格による収入を除く人件費の補助を実施する。

(事業の見直し検討)

障がい児等、特別な配慮を必要とする児童が増加する中、入所児童及び地域の子どもに対する療育支援の充実を図るための保育士配置は、療育支援体制の強化だけではなく、施設において障がい児保育を担当する保育士の負担軽減のためにも効果的なことから、今後の保育ニーズ等の動向を踏まえながら必要な見直しを行う。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)療育支援体制の強化は、保育所等が地域に開かれた施設となること、障がい児担当保育士の負担軽減に有効であることから、当面は継続していく。